令和元年度第15回庁議提案 審議・報告・その他

提出日:令和元年11月13日

担当部・課:河北総合支所地域振興課〔内線 225 〕

産業部観光課 [内線 3532]

① 件 名

道の駅「上品の郷」の指定管理者の指定について

②施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

道の駅「上品の郷」は地域資源の有効活用と地域産業の活性化を図るとともに経済・情報・ 交流の拠点と賑わいの場を創出する目的を効率的かつ効果的に達成するため指定管理者制度を 平成17年から導入しているが、3期目の指定管理期間が令和2年3月31日で満了する。

【目的】

指定管理期間満了に伴い、道の駅「上品の郷」の指定管理者について、令和2年4月1日から 指定するもの。

③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

≪指定管理者の指定に関すること≫

- ・地方自治法第244条の2第3項及び第6項
- ・石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第1項
- ・石巻市道の駅「上品の郷」条例第3条

≪非公募による指定管理者の指定に関すること≫

- ・石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条ただし書き
- ・石巻市指定管理者制度導入基本方針 I-3-(2)

事業を実施するための外郭団体等が存在し、当該施設の管理をしている施設

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

指定申請書に基づく指定管理者候補者の選定

④提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

平成17年 3月 供用開始より指定管理 株式会社かほく・上品の郷 (令和2年3月31日まで3期)

令和 元年10月 指定管理者指定申請書及び添付書類の受理

⑤主な内容

(1)施設名: 石巻市道の駅「上品の郷」

(2) 所 在 地:石巻市小船越字二子北下1番地1

(3) 施 設 概 要: 開 館:平成17年3月26日

敷地面積: 15,536.09㎡ 延床面積: 3,577.85㎡ 構 造:木造(一部RC)平家造

(4) 施 設 内 容:地域振興施設(農産物等直売所・レストラン・売店・管理事務室)

温泉保養施設(ふたごの湯) 道路情報コーナー・トイレ施設

駐車場

(5) 指定期間: 令和2年4月1日から令和7年3月31日 (5年間)

(6) 選定候補者:株式会社かほく・上品の郷 代表取締役 末永 佑工

(石巻市小船越字二子北下1番地1)

- (7) 選定方法: 非公募
- (8) 選定理由: 道の駅「上品の郷」の管理運営については、平成17年3月18日から指定 管理者制度を導入し、株式会社かほく・上品の郷を指定管理者としている。

同社は、道の駅「上品の郷」の管理運営を目的として設立された会社(市の持株比率89%)であり、平成17年3月の施設開設以来、現在まで指定管理者として管理運営を行っており、同施設の運営に際してのノウハウを蓄積している。また、株主である出店者も客のニーズにあった販売戦略に努力している。このような管理運営体制を勘案すると、他に適正な管理運営ができる団体はないものと思慮されることから、令和2年度以降についても引き続き株式会社かほく・上品の郷を公募によらない指定の候補者として指定しようとするものである。

(9) 指定管理料:なし

⑥実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

指定管理者制度を継続することにより管理施設を活用した事業が効率よく展開でき、地域活性化の拠点となり、雇用創出や地場産業の振興が図られる。

【財源措置】

石巻市からの指定管理料は発生していない。

⑦他の自治体の政策との比較検討

⑧今後の予定及び施行予定年月日

令和元年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定について提案

令和2年 1月 指定管理者の指定について通知

3月 指定管理に係る基本協定の締結

4月 指定管理者による管理運営開始

9 その他